

業務区域	福島県		
対象建築物	延べ面積（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分）が10,000㎡を超える建築物		
判定手数料 （非課税）	建築物の床面積の合計※	大臣認定プログラム以外による構造計算	大臣認定プログラムによる構造計算
	1,000㎡以内	180,000円	140,000円
	1,000㎡超 2,000㎡以内	230,000円	160,000円
	2,000㎡超 10,000㎡以内	280,000円	190,000円
	10,000㎡超 50,000㎡以内	370,000円	240,000円
	50,000㎡超	660,000円	390,000円
	※ 計画変更については、床面積の合計の1/2の面積（床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積＋増加する部分以外の床面積の1/2）とする		
お受けできる事務所	東京（本部） 大阪事務所		